

令和2年第9回定例会

江東区教育委員会会議録

令和2年9月11日（金）

江東区教育委員会

令和2年第9回江東区教育委員会定例会会議録

- 1 開会年月日 令和2年9月11日（金）午前10時00分
- 2 閉会年月日 令和2年9月11日（金）午前11時52分
- 3 開会場所 教科書センター（江東区教育センター内）
- 4 出席委員 本多健一朗（教育長）、橋本俊雄（教育長職務代理者）、
進藤孝、眞貝裕利子、鈴木清人
- 5 出席職員 武越教育委員会事務局次長、
池田庶務課長、半田学校施設課長、太田整備担当課長、
大町学務課長、伊藤指導室長（教育センター連絡調整担当課長兼務）、
堀越教育支援課長（教育センター所長兼務）、河野地域教育課長、
栗原江東図書館長、佐久間主任指導主事、
古川文化観光課長、岩崎青少年課長
- 6 議題
 - 日程第1 議案第43号 令和元年度江東区一般会計歳入歳出決算
 - 日程第2 議案第44号 令和2年度江東区一般会計補正予算（第5号）
 - 日程第3 議案第45号 江東区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務
災害補償に関する条例の一部を改正する条例
 - 日程第4 議案第46号 江東区立学校施設使用条例の一部を改正する条例
 - 日程第5 議案第47号 江東区立学校施設使用条例施行規則の一部を改正する規則
 - 日程第6 議案第48号 江東区教育センター条例施行規則の一部を改正する規則
 - 日程第7 議案第49号 芭蕉記念館の指定管理者の指定について
 - 日程第8 議案第50号 深川江戸資料館の指定管理者の指定について
 - 日程第9 議案第51号 中川船番所資料館の指定管理者の指定について
 - 日程第10 議案第52号 江東区青少年交流プラザ条例施行規則の一部を改正する規則
- 7 報告事項
 - (1) 新型コロナウイルス感染症の対応について
 - (2) 第2期教育推進プラン・江東の策定について
 - (3) 令和2年度夏季休業中の幼児・児童・生徒の状況について
 - (4) 江東きつずクラブ（児童館内）の指定管理者の指定について
 - (5) 令和元年度江東区のとしょかん（事業概要）について
 - (6) 第二次江東区こども読書活動推進計画進捗状況について
 - (7) 第三次江東区こども読書活動推進計画策定の延期について

- (8) 歴史文化施設に係る利用料金の特例的措置について
- (9) 江東区文化財の登録内容の変更および登録ならびに登録の解除について
- (10) 「奥の細道サミット in 江東」の開催について
- (11) 令和3年成人式の開催について

8 協議事項

- (1) 令和2年度江東区教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について

9 審議概要

本 多 教 育 長 それでは、ただいまより、令和2年第9回江東区教育委員会定例会を開会いたします。

 本日の会議について、傍聴したい旨、1名の申出がありました。江東区教育委員会傍聴規則により傍聴を認めますので、事務局は速やかに傍聴人を入室させてください。

 (傍聴人入室)

本 多 教 育 長 それでは、本日の会議録署名委員を御指名いたします。橋本委員、進藤委員をお願いいたします。

 それでは、審議に入ります。

 日程第1、議案第43号、令和元年度江東区一般会計歳入歳出決算を議題といたします。

 本案について事務局より説明願います。

武越事務局次長 議案第43号、令和元年度江東区一般会計歳入歳出決算。上記の議案を提出する。令和2年9月11日。提出者、江東区教育委員会。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、本案を提出します。

 それでは、令和元年度江東区一般会計歳入歳出決算について御説明をいたします。資料1「令和元年度江東区一般会計決算(教育委員会事務局)」に基づいて御説明をいたします。

 1枚おめくりいただきまして、1ページの「令和元年度江東区款別決算総括」を御覧ください。元年度の区全体の歳入決算額は2,031億3,045万1,311円。歳出決算額は1,978億6,733万2,043円で、差し引き収支は52億6,311万9,268円の黒字となっております。

 次に、第7款教育費の歳入歳出について御説明させていただきます。2ページの「歳入歳出決算総括」を御覧ください。教育費に係る歳入決算額は36億6,938万7,146円で、予算額に対する収入率は97.2%であります。また、歳出決算額は356億8,674万296円で、執行率は97.3%であります。

続きまして、3ページから5ページまでの「歳入事項別明細書」を御覧ください。こちらは教育費の歳入各項の内訳について記載されたものとなっております。

次に、6ページの「歳出事項別明細書」を御覧ください。6ページから最後の35ページまでは教育費の歳出についての明細となりますが、主な歳出について順に御説明をいたします。

第1項教育総務費の決算額は162億216万5,723円で、執行率は97.9%であります。第1目教育委員会費は、教育委員会委員の人件費及び委員会の運営に要した経費であります。第2目事務局費は教育委員会の事務に従事する職員の人件費及び運営に要した経費であります。

1枚おめくりいただきまして、7ページを御覧ください。右説明欄中段の事業1、学校支援地域本部事業は、地域住民が学校の教育活動を支援するための組織に対し助成を行うもので、元年度は新たに13校で実施し、全ての小中学校等で展開をいたしました。

9ページを御覧ください。第3目教育指導費は、教職員、児童・生徒への指導及び教育に関する調査・研究等に要した経費であります。9ページ右説明欄下段の事業3、外国人講師派遣事業は、元年度より小学校5・6年生に対する外国人講師の派遣回数に拡充いたしました。

続きまして、10ページを御覧ください。右説明欄中段の事業6、学校力向上事業は、TOKYO GLOBAL GATEWAYでの英語体験活動に小学校5年生が参加したほか、確かなこどもの学びや育ちにつながる授業・保育改善に取り組むため、就学前教育スタンダードを策定いたしました。

11ページを御覧ください。右説明欄中段の事業1、部活動振興事業は、元年度より、運営が困難な状況にある中学校等の部活動に対し、顧問を担うことのできる部活動の指導員を配置いたしました。

13ページを御覧ください。右説明欄中段の事業3、スクールカウンセラー派遣事業は、元年度より区立中学校全生徒を対象にSNSを通じた教育相談業務を実施いたしました。また、事業5、スクールロイヤー活用事業は、元年度からの新規事業で、学校現場における法的な問題の対応方法について弁護士が法的側面からの助言を行い、訴訟への発展や事態の長期化を防ぎ、児童・生徒が安心して通学できる環境を整備するものであります。さらに、下段の事業1、教育指導事務は、元年度より、教育業務を補助するスクールサポートスタッフを配置いたしました。

14ページを御覧ください。第4目教育センター費は、教育センターの管理運営に要した経費であります。

第5目放課後支援費は、放課後支援事業等に要した経費であります。右説明欄下段の事業1、放課後子どもプラン事業は、江東きつずクラブの運営に要した経費であります。元年度より新たに児童の入退室管理システムを導入いたしました。

2枚おめくりいただきまして、18ページを御覧ください。第6目放課後支援施設建設費は、放課後支援施設の整備、改修等に要した経費であります。元年度は、江東きつずクラブ香取、豊洲四丁目学童クラブ、東雲第三学童クラブ、南砂六丁目学童クラブにおいて、老朽化に伴う施設及び付帯設備の改修等を実施いたしました。

続きまして、第2項小学校費です。決算額は109億1,655万4,608円で、執行率は97.4%であります。

第1目学校管理費は、小学校の運営に従事する職員の人件費及び管理運営に要した経費であります。

20ページを御覧ください。右説明欄上段の事業3、小学校コンピューター教育推進事業は、元年度は、小学校5・6年生の全ての普通教室に電子黒板を配備いたしました。

21ページを御覧ください。右説明欄上段の事業1、小学校特別支援教育事業は、元年度は、南砂小学校に新設する情緒の特別支援学級の準備を実施いたしました。また、中段の事業1、小学校校舎維持管理事業は、校舎等の維持管理に要した経費ですが、元年度は全ての小学校等の屋内運動場に空調設備を導入いたしました。また、学校用務職員の退職不補充により、小学校4校に用務業務委託を導入しております。

第2目教育振興費は、就学が困難な児童の保護者に対する援助経費及び特別支援学級等の就学奨励に要した経費であります。

22ページを御覧ください。第3目学校給食費は、学校給食の運営に要した経費であります。

第4目学校保健費は、教職員、児童の健康診断及び保健衛生に要した経費であります。

23ページを御覧ください。第5目学校施設建設費は、小学校の整備、改修等に要した経費であります。23から24ページは、各学校に係る改築、改修事業等の経費となっております。

24ページの右説明欄下段の事業9、小学校校舎改修事業は、校舎等の改修に要した経費で、元年度は、小学校敷地内にある現行法規に適合しないブロック塀等の改修を4校で実施いたしました。

続きまして、第3項中学校費です。決算額は43億918万2,857円で、執行率は95.2%であります。

25ページを御覧ください。第1目学校管理費は、中学校の運営に従事する職員の人件費及び管理運営に要した経費であります。

右説明欄上段の事業1、中学校管理運営事業は、元年度は、学校図書館機能拡充のため、学校司書を全中学校等に配置いたしました。

27ページを御覧ください。右説明欄中段の事業2、中学校特別支援教育事業は、元年度は、南砂中学校に新設する情緒の特別支援学級の準備のほか、第四砂町中学校に新設する知的の特別支援学級の準備を行いました。

右説明欄下段の事業1、中学校校舎維持管理事業は、小学校費と同様に、全ての中学校等の屋内運動場に空調設備を導入したほか、学校警備職員の退職不補充により、中学校1校に機械警備を導入いたしました。

28ページから1枚おめくりいただいた29ページにあります第2目教育振興費、第3目学校給食費及び第4目学校保健費の内容は、小学校費とほぼ同様であります。

29ページを御覧ください。第5目学校施設建設費は、中学校の整備、改修等に要した経費であります。右説明欄下段の事業3、中学校校舎改修事業は、元年度は、小学校費同様、中学校敷地内にあるブロック塀等の改修を2校実施いたしました。

続きまして、第4項校外施設費です。30ページを御覧ください。決算額は10億8,845万9,788円で、執行率は99.7%であります。第1目校外施設管理費は、日光高原学園の維持管理に係る管理運営に要した経費であります。第2目、校外施設建設費は、老朽化による日光高原学園の大規模改修に要した経費であります。

次に、第5項幼稚園費です。決算額は17億409万2,729円で、執行率は94.1%であります。

第1目幼稚園管理費は、幼稚園の運営に従事する職員の人件費及び管理運営に要した経費であります。

31ページを御覧ください。右説明欄上段の事業1、幼稚園管理運営経費は、元年度は、区立幼稚園2園において開始する3歳児保育や預かり保育の準備を実施したほか、ホームページの更新システムを導入いたしました。

32ページを御覧ください。右説明欄下段の事業2、私立幼稚園等運営費扶助事業は、元年度は、昨年10月からの幼児教育・保育の無償化に伴い、実費徴収補足給付事業の対象を拡充いたしました。

33ページを御覧ください。第2目幼稚園施設建設費は、幼稚園施設の整備、改修等に要した経費であります。右説明欄中段の事業2、園舎改修事業は、元年度は、小中学校費同様、幼稚園敷地内にあるブロック塀等の改修を3園で実施いたしました。

続きまして、第6項社会教育費であります。決算額は14億6,628万4,591円で、執行率は97.7%であります。

第1目社会教育総務費は、社会教育に従事する職員の人件費及び家庭教育等に要した経費であります。

34ページを御覧ください。第2目図書館費は、図書館の管理運営に要した経費であります。右説明欄中段の事業1、図書館の管理運営事業は、元年度は、指定管理者制度を4館に導入し、月曜開館による開館日数の増及び開館時間等の延長等を実施したほか、自動貸出機及び自動返却機を7館に新たに導入いたしました。

以上、簡単ではございますが、説明を終わります。

本多教育長 本案について質疑になります。

鈴木委員 電子黒板についてですけれども、配置されているということですが、その活用状況とそれから評判とといいますか、効果というはどのように聞いているかお聞きしたいんですが。

伊藤指導室長 小学校で活用の状況を見させていただいたところ、どのクラスでも日常的に活用しており、教師が資料を提示したり、こどもたちの考えやノートを提示し、みんなで比較検討したりするような授業が進められていました。

また、こどもたちも自分の考え方を説明することを通して、より一層話し合い活動や、協議が深まっており、成果が上がっていると思っております。
以上です。

鈴木委員 ありがとうございます。

本多教育長 私も現状を見てまいりましたけれども、江東区で入れているスタイルがプロジェクター型ではなくてモニター型なんです。スペースも無駄になりませんし、費用もそんなにかからない部分もありますけれども、非常に学校からは評判が良くて、活用、利用状況もとてもいいかなと思います。
ほかいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

お諮りいたします。日程第1について、原案のとおり決定することに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

本多教育長 御異議ありませんので、これを決定いたします。

次に、日程第2、議案第44号、令和2年度江東区一般会計補正予算(第5号)を議題といたします。本案について事務局より説明願います。

武越事務局次長 議案第44号、令和2年度江東区一般会計補正予算(第5号)。上記の議案を提出する。令和2年9月11日。提出者、江東区教育委員会。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、本案を提出します。

それでは、補正予算(第5号)について御説明をいたします。

新型コロナウイルス感染症拡大防止に対応するため、ここまで計4回の補正予算を編成し必要となる取組や支援を行ってきたところですが、今後も引き続き感染症対策を適切に実施していくとともに、日々変化する社会情勢や行政課題に対し常に危機意識を持って対応していくために補正予算を編成したものでございます。

資料2を御覧願います。1枚おめくりいただきまして、1ページの「令

和2年度江東区一般会計補正予算（第5号）総括」を御覧ください。今回の本区全体の補正額は56億9,100万円の増額で、補正前の額に対して2.08%の伸びとなっております。歳入増の主なものは第3款特別区交付金30億2,548万6,000円であります。歳出は第2款総務費が最多で32億3,491万4,000円。続いて、第9款諸支出金、そして、第3款民生費の順となっております。

次に、教育委員会事務局に係る予算の補正について御説明いたします。2ページの「歳入歳出予算総括」を御覧ください。歳入は1億2,580万5,000円の増額、歳出は3億2,289万3,000円の増額となっております。

次に、歳入について御説明いたします。1枚おめくりいただきまして、3ページ「歳入事項別明細書」を御覧ください。第13款使用料及び手数料は、本年10月1日より文化・スポーツ施設等の施設使用料等を改定したところではありますが、この中における区独自の施設利用者への支援策として、令和3年3月31日までの利用分については改定前の料金に据え置くこととするため、その分の使用料を減額するものであります。

次に、第14款国庫支出金は学校保健特別対策事業費補助金、第15款都支出金は私立と公立幼稚園の新型コロナウイルス感染症対策事業費補助金の増額分のものであります。

続いて、歳出について御説明申し上げます。4ページからの（3）歳出事項別明細書を御覧ください。

第7款教育費、第1項教育総務費、第6目放課後支援費の事業1、放課後子どもプラン事業は、江東きつずクラブの感染症防止対策として必要物品の供給や施設の消毒等の経費として3,350万円を増額いたしました。

5ページを御覧ください。第2項小学校費、第1目学校管理費の事業1、小学校管理運営事業では小学校における感染症対策や学習保障支援などの経費として1億5,800万円を増額いたしました。

次の事業2、小学校移動教室代替事業では、新型コロナウイルス感染症の影響により中止となる小学校6年生の移動教室の代替として、児童の思い出に残る事業「思い出プロジェクトKOTO2020」を各校にて実施する経費1,230万円を計上しております。

続いて、第4目学校保健費の事業1、小学校保健衛生事業として、小学校入学前の健康診断において感染症対策を徹底して実施するために、看護師等を配置する費用として、381万1,000円を計上いたします。

6ページを御覧ください。第3項中学校費、第1目学校管理費の事業1、中学校管理運営事業8,628万2,000円及び事業2、中学校修学旅行代替事業1,300万円は、小学校と同様に中学校等における感染症対策等や中学校3年生の修学旅行の代替事業を実施するほか、修学旅行のキャンセル料を公費負担するための経費であります。

1枚おめくりいただきまして、7ページを御覧ください。第5項幼稚園費、第1目幼稚園管理費の事業1、幼稚園管理運営事業1,000万円及び事業2、私立幼稚園等運営費扶助事業600万円は、区立幼稚園及び私立幼稚園等の感染症対策に係る経費を計上しております。

8ページを御覧ください。第9款諸支出金、第3項諸費、第2目都支出金返納金について、区全体で5億8,626万9,000円の増額となりますが、このうち教育委員会事務局に関わるものは、935万9,000円で、これは私立幼稚園等保護者負担軽減費補助金等の前年度超過交付額返納金でございます。なお、参考資料として本補正予算の概要を配布しておりますので、後ほど御覧ください。

以上、簡単ではありますが、補正予算の説明を終わります。

本多教育長 本案について質疑願います。

鈴木委員 移動教室とそれから修学旅行の代替事業についてお聞きしたいんですが、この項目の中で小学校も中学校も宿泊入場料というのが計上されています。小学校205万円、中学校520万円ということですが、これは何を想定して入っているのか教えていただきたいです。

伊藤指導室長 まず、入場料等としては、例えば、子どもたちが博物館等に入館したり、鑑賞したりする際に必要な入場料が考えられます。また、そこに移動するためのバス代とか電車代などの交通費等というものも考えられます。

また、感染状況を踏まえながらですけれども、場合によっては、近隣の宿泊も考えられることから、それも踏まえているということです。内容については、今、学校が子どもや地域、PTAと一緒に考えている最中です。

鈴木委員 もう一ついいですか。同じくですけれども、これは補正予算ですので今年度中に消化しなきゃいけないという予算だと思いますが、各学校の思い出プロジェクトで、日にちは9月から3月までだと思うんですけれども、いつ頃、どんなことを考えている学校が今のところ出てきたのか。アイデアが出ているのであれば教えていただきたいです。

伊藤指導室長 現在、学校が子どもたちと一緒に保護者や地域の意見も聞きながら、考えている最中です。10月以降、準備が整ったところから始める予定です。

内容については、子どもたちが一緒に学校の中で行う行事的なものや、思い出に残るような会が開けないかということや、学校での宿泊も含めながら考えているということを聞いています。

本多教育長 ほかいかがでしょうか。

進藤委員 代替事業につきまして、時期的にはまとまった時期にやるとか、学校によっては学校の独自の時期になるのか、その辺を教えてください。

伊藤指導室長 こどもたちと検討する時間が必要なので、10月以降と考えています。小6、中3というこどもたちが対象なので、受験のこどもたちも多くいることが予想されますので、学校ではそういった時期は避けるなどして、受験が終わった後など適切な時期を考えているところです。

進藤委員 分かりました。

本多教育長 ほかいかがでしょうか。よろしいでしょうか。
お諮りいたします。日程第二について原案のとおり決定することに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

本多教育長 御異議ありませんので、これを決定いたします。
次に、日程第3、議案第45号、江東区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。本案について事務局より説明願います。

武越事務局次長 議案第45号、江東区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例。上記の議案を提出する。令和2年9月11日。提出者、江東区教育委員会。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、本案を提出します。

池田庶務課長 それでは、私からは江東区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例について、御説明いたします。

資料3を御覧ください。この条例は区立学校の学校医、学校歯科医そして学校薬剤師の公務災害として補償する範囲や金額、支給方法などを定めるものでございます。

まず初めに、改正の趣旨でございます。厚生労働省では公務災害や通勤災害により介護を要する状態となった労働者に支給する介護補償費の給付額に関し、最高限度額については特別養護老人ホームに勤める介護職員の平均基本給を参考としております。また、最低補償額は最低賃金の全国加重平均を参考にしているところですが、これらの金額につきましては、平成30年度の結果が判明いたしましたので、それに合わせて見直しをするというものでございます。

また、介護補償年金の一時金については前払いの制度がございますが、この制度を使って前払い一時金が支給されて、その後支給停止期間が満

了した場合に付加する利率については、令和2年4月の民法改正により、これまで年5%であったのを公務災害が発生した日における変動利率へと変更をいたしました。

これらの背景を基に、公立学校に関して定める政令ですとか都立学校に関する条例も一部改正することとなりましたので、本区において定める区立学校における条例についても併せて改正するものでございます。

それでは、その内容について御説明しますが、表の下段、まず介護補償に関する限度額の改正でございます。(1)は公務災害により常時介護が必要となり、そのために介護の費用を負担した場合に補償する最高限度額を16万6,950円に改めます。

次のページを御覧ください。(2)は同様に常時介護が必要な状態となった場合において、介護を受け、その費用を負担したもののうち、親族などの協力を得て介護を受けた日がある場合の最低補償額を定めたもので、その額を7万2,999円と改めるものでございます。

(3)は、常時ではなくて随時介護を要する状態において介護の費用を負担した場合の最高限度額を、(4)は同様に親族等の協力を得て介護を受けた日がある場合の最低補償額について、それぞれ記載の金額のとおり改めるものでございます。

また金利の変更につきましては、附則において所要の規程整備を図ることといたします。

最後に、この条例の施行日ですが、本条例の公布日からといたしまして、令和2年4月1日から遡及して提供するというものでございます。

なお、3ページ以降には新旧対照表を掲載してございますので、後ほど御確認ください。

雑駁ではございますが、説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

本 多 教 育 長 本案について質疑願います。よろしいでしょうか。

お諮りいたします。日程第3について、原案のとおり決定することに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

本 多 教 育 長 御異議ありませんので、これを決定いたします。

次に、日程第4、議案第46号、江東区立学校施設使用条例の一部を改正する条例、日程第5、議案第47号、江東区立学校施設使用条例施行規則の一部を改正する規則、日程第6、議案第48号、江東区教育センター条例施行規則の一部を改正する規則、日程第10、議案第52号、江東区青少年交流プラザ条例施行規則の一部を改正する規則、及び、報告事項8、歴史文化施設に係る利用料金の特例的措置については、いずれも施設使用料に関する案件ですので、江東区教育委員会会議規則第14条第2項の規定により一括議題といたします。

本案について、事務局より順次説明願います。

武越事務局次長 議案第46号、江東区立学校施設使用条例の一部を改正する条例、議案第47号、江東区立学校施設使用条例施行規則の一部を改正する規則、議案第48号、江東区教育センター条例施行規則の一部を改正する規則、及び、議案第52号、江東区青少年交流プラザ条例施行規則の一部を改正する規則。上記の議案を提出する。令和2年9月11日。提出者、江東区教育委員会。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条及び第29条の規定に基づき、本案を提出いたします。

大町学務課長 私からは議案第46号、江東区立学校施設使用条例の一部を改正する条例と議案第47号、江東区立学校施設使用条例施行規則の一部を改正する規則について、併せて御説明させていただきます。

資料4をお願いいたします。区の文化・スポーツ施設等の施設使用料につきましては、本年10月1日から一律20%の値上げを行うこととし、2月の本委員会で改正条例案を御審議いただいたところです。

しかしながら、1、改正の理由のとおり、使用料の値上げが全庁的な方針により延長とされたことに伴いまして、今回、豊洲西小学校プール・トレーニング室の使用料を3月31日まで据え置くため規程の整備が必要となったところでございます。

資料の次につけました、右上に「参考」とある資料を御覧ください。こちらがこのたびの使用料の据え置き、すなわち特例措置に関する資料となりまして、コロナ禍における区独自の施設利用者への支援策といたしまして、10月1日の料金改定は予定どおり実施しつつも、令和3年3月31日までの利用分について、貸切、個人利用を問わず、改定前の料金に据え置く内容となっております。

また、2、対応方針(1)各施設の対応に記載のとおり、区の直営施設は減額規定を適用いたしまして、改定前の額に据え置くことにより対応を図ります。

1枚おめくりいただいた添付の資料につきましては、この特例措置の検討にあたりました江東区使用料検討委員会の報告書となりますので、後ほど御参照ください。

資料4にお戻りください。2の改正の概要ですが、まず、(1)江東区立学校施設使用料条例につきましては、現行、使用料の減免対象が障害をお持ちの方に限られていることから、「教育委員会が特別の事由があると認めるときは学校の施設の使用料を減免することができる」という旨の規程を新たに追加することで今回の特例措置に対応いたします。

次に、(2)の規則には(1)の条例改正に伴う手続きとして「特別の事由を理由として使用料を減免する場合の手続きは教育委員会が別に定める」との規程を追加いたします。

3の新旧対照表につきましては、それぞれ2ページ、3ページでございますので、後ほど御覧ください。

最後に、施行日ですけれども、9月28日としております。

私からの説明は以上ですが、この後の各議案につきましても同様に全庁的な特例措置の方針に基づく内容となっております。御審議のほどよろしくよろしくお願いいたします。

堀越教育センター所長 資料の5を御覧ください。江東区教育センター条例施行規則の一部改正について御説明申し上げます。

まず、改正の理由でございますが、10月からの教育センターの施設使用料の改定となりますが、全庁的に改定前の使用料に据え置くこととなりましたので、教育センターについても教育センター条例施行規則の一部を改正するものでございます。

2、改正の概要でございますが、教育センターの条例には第9条3項に「教育委員会が特別の事由があると認めるときは使用料を減額し」という項目が既に設定されておりますので、この項目をもちまして減額することといたしますが、減額の手続きについて規則第8条に規定されておりますが、利用者への申請手続きの負担軽減を図るために、「ただし、教育委員会が認めるときはこの限りではない」ということで減額申請の手続きを省くために今回の規則改正をするものでございます。

新旧対照表につきましては2ページのとおりとなっております。

どうぞよろしくよろしくお願いいたします。以上です。

岩崎青少年課長 それでは、私から議案第52号、江東区青少年交流プラザ条例施行規則の一部を改正する規則を御説明いたします。

資料7を御覧ください。こちら江東区青少年交流プラザ条例施行規則の一部改正について。1番、改正の理由でございます。これはこれまでの御説明と同様に、今年10月より実施する使用料等の特例的減額措置に合わせ、施設利用者に対し減額申請を不要とする取扱いを行うためでございます。

2番、改正の概要でございます。第5条エ、「ただし、教育委員会が特に認めるときはこの限りではない」を追記します。これは青少年交流プラザ条例第12条に基づき使用料の減額または減免を受けようとする者は減額免除申請書を提出しなければなりません。今回、この「ただし、教育委員会が特に認めるときはこの限りではない」と追記することにより、この申請を不要とするよう定めるもので、今回の特例措置において、その都度提出することを不要とするものでございます。

私からは以上でございます。

古川文化観光課長 私からは歴史文化施設に係る利用料金の特例的措置について御説明い

たします。資料は15になります。御覧ください。

本年10月1日に歴史文化施設であります芭蕉記念館、深川江戸資料館、中川船番所資料館、3館の利用料金については観覧料は除いて利用料金を改正したところでありますが、コロナ禍における区独自の支援策として以下、特例措置を設けるものでございます。

特例措置の内容ですが、同様に利用料金改正後の令和3年3月31日までの利用分については改定前の料金に据え置くという形になります。対応方針としまして、歴史文化施設の場合には、そもそも条例の建て付けが指定管理者が区長の承認を得て利用料金を定めるというような規定になっていることから、区と指定管理者の協議をもって改定前の料金に据え置くという形ができます。そのような形で進めてまいりたいと思います。

周知につきましては、区のホームページ等のほか指定管理者のホームページ、それから各施設のページのほうで行って周知を図ってまいりたいと思います。

その他の部分について、令和3年4月1日利用分から利用料金を改定すること、新型コロナウイルス感染症を理由とするキャンセル時の利用料金の全額返還の取扱いは9月30日の利用申出分で終了すること、本特例的措置に伴う減収分は補正予算第5号で対応する予定となっております。

説明は以上でございます。

本多教育長 ありがとうございます。本件について一括質疑願います。よろしいでしょうか。

お諮りいたします。一括議題といたしました日程第4、日程第5、日程第6及び日程第10について、原案のとおり決定することに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

本多教育長 御異議ありませんので、これを決定いたします。

次に、日程第7、議案第49号、芭蕉記念館の指定管理者の指定について、日程第8、議案第50号、深川江戸資料館の指定管理者の指定について、及び、日程第9、議案第51号、中川船番所資料館の指定管理者の指定については、いずれも歴史文化施設の指定管理者に関する議案ですので、江東区教育委員会会議規則第14条第2項の規程により一括議題といたします。

本案について事務局より説明願います。

武越事務局次長 議案第49号、芭蕉記念館の指定管理者の指定について、議案第50号、深川江戸資料館の指定管理者の指定について、及び、議案第51号、中川船番所資料館の指定管理者の指定について、上記の議案を提出する。令和

2年9月11日。提出者、江東区教育委員会。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、本案を提出いたします。

古川文化観光課長 資料の6を御覧ください。歴史文化施設の指定管理者の指定について説明いたします。

対象施設は芭蕉記念館、深川江戸資料館、中川船番所資料館の3館。指定管理候補者は江東区文化コミュニティ財団。指定管理期間は令和3年4月1日から5年間です。

非公募理由ですが、大きく3点ありまして、第1点、同財団が設立以来、施設管理業務のみならずコミュニティの振興及び文化の振興を担い、地域社会の発展と豊かな区民生活の実現に向け安定的な運営を続けているという点。

第2点が、同財団は設立以来、町会や商店街、教育機関等と積極的に連携し、区の特徴を生かした事業展開をしているということで、深く地域に根ざしたコミュニティの一翼を担っているという点。

第3点が、歴史文化資料を継続して収集保存、調査研究、展示、公開するための信頼関係の持続性、地域特性を踏まえた豊富な知識と経験を有する職員の確保と育成がなされている点。

以上のことから、施設の設置目的を効果的かつ効率的に達成するため、事業効果が相当程度期待できるものと判断しまして、江東区公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第6条に基づきまして、非公募による選定といたしました。

2ページ、3の選定方法ですが、事業計画等に基づく書類審査とヒアリングを通じた総合評価としまして、推薦基準として合計点が6割以上かつ各細目が4割以上であることを条件といたしました。採点は共通項目を5段階評価で点数化し、施設特性に応じた重点項目を加点理由として2倍にカウントしたという形でございます。

3ページが4の選定結果であります。評価項目として、事業運営以下7項目を設定しまして、さらにそこに細目を設けて、全部でチェック項目を43項目設定いたしました。結果としまして、1人当たり270点満点中平均217.8点で80.7%というような評価となりまして推薦基準をクリアしたことから、同財団を歴史文化施設の指定管理候補者として選定したところでございます。

5の選定理由、これは大きく4点ございまして、1点目は、3期15年にわたり区とともに文化行政の発展に寄与してきたという点が1点目。

2点目は区の長期計画、その他施策に沿った事業実施が期待できる。具体的には、各館において資料収集や展示、調査研究に基づく企画展の開催だとか、小・中学校の社会科見学あるいは修学旅行への対応など、学芸員実習などの歴史・伝統文化の次世代の育成、継承のための事業展開、区民

と地域団体との共同連携した事業展開などがあります。

3点目。資料の保存、活用の仕組みとしまして、本区の財産である歴史文化資料を継続して収集保存、調査研究をしております、長期的視点に立った地域特性を踏まえた豊富な知識と経験を有する職員の確保と育成が図られているという点でございます。

4点目は、施設運営としまして、適正な職員配置による人件費の抑制や仕様書の見直しなど経費削減に努めている。また、寄附金等外部資金の受入れや資料の有料貸付など、効率的な運営を図っているという点でございます。

以上のことから、歴史文化施設の指定管理候補者として、公益財団法人江東区文化コミュニティ財団を指定したいと考えてございます。

説明は以上でございます。

本多教育長 本件について質疑願います。

橋本委員 図書館と同じような感じで指定管理者導入ということで、これはやっぱり区民の方々により一層使いやすく、それからサービスも向上する、それから、ほかの区とか全国展開、そこまで考えているという感じでよろしいのでしょうか。

古川文化観光課長 いろいろな点を含めて、今までの実績だとか、その他、各項目でいろいろチェックした結果、推薦していこうというふうに考えます。

本多教育長 私のほうから一言。本当にとってもいい3施設なんですよね。私も何度も行ったことがありますけど、素晴らしい施設で。ただ、今年、残念なことにコロナで、この状況で、子どもたちが見学に行けていないんですね。子どもたちも多くあそこで学ぶことがあって、特に船番所資料館に行くと、それぞれの学校の歴史、かなり前の地図を作っていただいて、そのときにどの学校がここの位置ですよなんていう地図を頂いたりとか、いろいろ工夫していただいているところはあります。

ただ、今年、このコロナの状況で、行かれる方も非常に少なくなってしまっているところもあると思うので、今後、そういった部分では、よりいい施設を多くの方に見ていただけるように、指定管理者のほうに努力していただけるように、所管としてもしっかり取り組んでいただければというふうに思っております。私から意見として。

ほかいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、お諮りいたします。日程第7、日程第8及び日程第9について、原案のとおり決定することに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

本多教育長 御異議ありませんので、これを決定いたします。

これより、報告事項に入ります。議事進行上の関係から報告順序を変更し、報告事項9、報告事項10及び報告事項11を先に報告することといたしたいと存じます。

それではまず、報告事項9、江東区文化財の登録内容の変更及び登録並びに登録の解除についてを事務局より説明願います。

古川文化観光課長 資料の16を御覧ください。江東区文化財の登録内容の変更及び登録並びに登録の解除について説明いたします。

1点目は文化財の登録内容の変更です。現在、史跡文化財として既に登録されています「滝沢馬琴誕生の地」という名称を「曲亭馬琴誕生の地」に変更するものでございます。これは、戯作者として「曲亭馬琴」というのが正しい呼称であるということ、それから、近年、高校の教科書などでも「曲亭」が使用されまして、「曲亭馬琴」の呼称が一般に知られるようになってきているという状況を踏まえまして、学術的観点、社会情勢の推移などに鑑み、名称変更を行うものであります。

2点目は、無形文化財保持者の追加認定です。内容としましては、工芸技術であります相撲の呼出し裁着袴製作というものについて、森下1-12-9山口由紀氏を追加認定するものでございます。相撲呼出し裁着袴製作というのは、相撲の呼出しの者が履く裁着袴、それを製作する技術でありまして、個人の体型に合わせて紙型を用いて力士の四股名を刺繍した腰板をつけまして、そこを膝ひもでしばったりとか、それから、「こはぜ」という足袋の後ろの金属の部分ですね、そこでぴったりと留める点、そういったところに特徴があるということでございます。山口氏は和裁仕立てを家業とする家に生まれまして、指定無形文化財保持者であります父、富永皓氏のもと修行を重ねていまして、現在、祖父以来続く裁着袴の製作を一手に引き受けているということでございます。

3点目は、文化財登録の解除についてです。工芸技術であります刺繍（化粧廻し）の無形文化財保持者として登録済みの牡丹1-13-3関谷正一氏が令和2年3月13日に死亡したということでございますので、登録を解除するものでございます。刺繍（化粧廻し）は、相撲の力士が土俵入りする際につける化粧廻しの模様を刺繍で表現する技術で、厚紙を入れ、濃淡の色糸を用いて立体的に刺繍を施す点に特徴があるということでございます。

説明は以上でございます。

本多教育長 本件について質疑願います。よろしいでしょうか。

では、本報告を終了いたします。

続いて、報告事項10、「奥の細道サミットin江東」の開催についてを説明願います。

古川文化観光課長 資料の17を御覧ください。「奥の細道サミット in 江東」の開催について説明いたします。

「奥の細道サミット」とは『おくのほそ道』紀行300年を契機に、ゆかりの区市町村と関係機関が芭蕉の業績を一層顕彰するとともに、地域活性化に結びつく活動と郷土の歴史文化の活用を連携しながら内外に向けて展開するというを目的としておりまして、各自治体を巡りながら毎年開催しております。

本区の開催は平成11年の第12回に続き、今回は2回目、33回という形になります。

主催は奥の細道サミット in 江東実行委員会で、令和2年12月5日土曜日に深川江戸資料館小劇場を会場に記念イベントを行う予定でございます。記念イベントの内容は、現在まだ仮称でございますが、「俳句のまち～芭蕉、一茶、波郷の住んだ町～」の上映と長谷川權氏とドゥーグル・J・リンズィー氏とのトークショーも予定しております。

そのほか、サミットの前後数週間に、各地域文化センターなんかで展示会とかコンサート、スタンプラリーとか史跡巡りなどの関連事業を検討しています。

なお、本イベントは、現在のコロナ禍という状況の中で、内容、規模を大幅に縮小しての開催となります。今後の状況次第では、内容の変更ということもあり得るため、予定として報告させていただきます。

説明は以上でございます。

本多教育長 本件について質疑願います。

江東区としては奥の細道、芭蕉に関わるどころ、俳句にとっても関連のあるところですので、本来であれば大々的にやりたいところではあったかと思えますけれども、コロナ禍で縮小してということですので、そういったところ、課長のほうからも報告がありましたけれども、今後も状況を見て判断をするということですので、またその折に触れて御報告を頂ければと思っております。

よろしいでしょうか。では、本報告を終了いたします。

続いて、報告事項11、令和3年成人式の開催についてを説明願います。

岩崎青少年課長 それでは、私から令和3年成人式の開催について御説明いたします。資料18を御覧ください。

本区では毎年1月の成人の日にティアラこうとうにおいて成人式を開催しております。成人式は新成人にとって一生に一度の式典であり、区としても新たな人生の門出をお祝いする大切な式典でございます。そのため、コロナ禍においても、国が求める新しい生活様式に適応した開催方法によって、区民から理解を得られる安全、安心な成人式となるよう、対策を徹底してまいります。

主な内容といたしましては、これまで式典は午前、午後の二部制とし、城東、深川地区ごとに開催しておりましたが、今回は城東、深川地区をさらに2分割し、4部制で開催し、参加者の分散を図ってまいります。また、式典の内容を一部変更し、式典時間を30分に短縮してまいります。

5番のその他の対策等でございますけれども、会場においては来場者や来賓、また職員の方々の検温とマスク着用を徹底していただくとともに、会場の入口、出口を分離して、スムーズな出入りの流れを作り、滞留や密集を防止してまいります。さらに、今回の成人式では、あらかじめ録画作成した映像による成人式をインターネット配信やケーブルテレビで放映することによって、万が一式典が中止となった場合や新型コロナウイルス感染症への不安から式典への参加を躊躇される新成人の方々にも映像によってお祝いをさせていただきます。

他の自治体の動向でございますが、23区はまだほぼ検討中の状況でございますけれども、2～3区が先だって従来の1部制から2部制へ変更すると発表してございます。また、川崎市も同様に従来の2部制から3部制へ変更する、また、音楽ライブ等の内容は中止すると発表してございます。

7番、区民への公表でございますが、本委員会方向をもって、9月11日、区ホームページで公表いたします。また、同様に10月1日の江東区報にも同様の内容を記事掲載いたします。

以上でございます。

本多教育長 本件について質疑願います。

鈴木委員 これは恐らく音楽の活動とかそういうのはなしにして、セレモニーを時短でやっていくというふうに理解いたしました。来賓の人数というのは昨年と同じなんでしょうか、それとも、少し絞られるんでしょうか。

岩崎青少年課長 今御指摘のとおり、成人式の舞台の上も実は密の状況でございます。ただし、お祝いに駆けつけてきていただいているのに、従前どおりでいいのか、あるいは、密の回避のために今回については御遠慮いただくということもこれから慎重に検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

本多教育長 ぜひうまく検討していただいて。ほかいかがでしょうか。よろしいですか。

では、本報告を終了いたします。

なお、ここで、文化観光課長及び青少年課長につきましては他の公務のため退席いたします。

(文化観光課長、青少年課長 退室)

本 多 教 育 長 続いて、報告事項1、新型コロナウイルス感染症の対応についてを説明
願います。

武越事務局次長 私から新型コロナウイルス感染症の対応について御報告をいたします。
資料8を御覧ください。

資料の表ですけれども、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、
学校園での臨時休業、再開等の通知について、時系列で示したものとなっ
ております。

2ページおめくりいただきまして、表の中段、6月18日の第13報ま
では、6月の第6回定例会で報告をしてございますので、今回は、その後
の7月21日の第14報にて冬季休業日の短縮について、8月4日の第
15報、宿泊等行事の中止について通知をいたしておりますので、追加で
記載しております。

次に、区立学校における新型コロナウイルスの患者発生についてです
が、9月に入り4件確認されましたので、御報告いたします。3ページを
御覧ください。

記載のとおり、今月2日に区立小学校の児童1名の感染が確認されま
した。経緯については2のとおりですけれども、今回は検査結果が判明し
た日の翌日9月2日を臨時休校とし、消毒及び濃厚接触者の特定を行っ
た後、3日から11日までは学級閉鎖と一部の児童の出席停止、教職員1
名を出勤停止としております。なお、その他の児童については通常どおり
授業は行っております。

次に、4ページを御覧ください。記載のとおり、7日に区立小学校の教
職員1名の感染が確認されました。経緯については3のとおりですけれ
ども、今回は判明した7日は登校していた全児童を下校させ、濃厚接触者
の特定を行いました。その結果、濃厚接触者の範囲が複数の教職員であっ
たことから、8日から17日まで臨時休校といたしております。

次に、5ページですけれども、記載のとおり、9日に区立中学校の生徒
1名の感染が確認されました。今回は感染が判明した9日は午前中に全
生徒を下校させ、当日中に濃厚接触者を特定した結果、翌日10日からは
一部の生徒の出席を停止し、その他の生徒については通常どおりの登校
となっております。

続いて、6ページを御覧ください。記載のとおり、10日に区立中学校
の生徒1名の感染が確認されました。今回は判明した10日の午後に登
校していた全生徒を下校させた後、濃厚接触者の特定を行いました。その
結果、翌日から17日までは感染した生徒の学級は学級閉鎖、また、担任
等の教職員3名を出勤停止としております。なお、その他の生徒について
は通常どおり授業を行っております。

2ページにお戻りください。3ページから6ページまでの患者発生の
ケース4件を含め、これまでの学校園での新型コロナウイルス感染症発

生状況は、下に記載のとおり、小学校5校、中学校5校、感染症数は児童・生徒5人、教職員11人となっており、患者との濃厚接触の状況によりそれぞれ一定期間の休校や学級閉鎖、出席停止、教職員については出勤停止の対応をとっております。

私からの報告は以上です。

本多教育長 本件について質疑願います。

現状、一部休校になっている学校とかもあるわけですがけれども、教育委員会としては学びを止めないという工夫が必要だと思うので、その辺の工夫について報告はありますか。

伊藤指導室長 予算措置をしました家庭へのタブレットの貸し出し、こちらを活用して、オンラインによる学習を進めております。臨時休校や学級閉鎖となった際は、オンラインで子どもたちへの学習保証を進めているところです。

例えば、学級が閉鎖になっているクラスについては、子どもたちにスタディサプリーを使った学習の指示を出したり、子どもたちからは、質問などを教員に投げかけたりするなど、双方向の学習を行っています。

また、クラスの一部の子どもが出席停止になった場合については、登校が可能な子どもたちは通常どおり授業を受け、家庭にいる子どもには、その授業をZoomによるライブ配信を行い、休んでいる子どもたちにも同様の授業を提供しております。これによって学習の遅滞をできるだけ少なくするというような取組を進めているところです。

本多教育長 私も実際に見てきましたけれども、Zoomを通してやっていることで子どもたち同士もつながれるので、そういったところで休んでいる子と学校へ来ている子たちの差がないというか、心のつながりも保てるという部分では、学校もとてもいい効果が出ているという報告があったということです。

ほかいかがでしょうか。

橋本委員 そのZoomとかスタディサプリーとかをやってみて、結構スムーズにできていますか。あと、何例ぐらい今のところやっていますか。

伊藤指導室長 Zoomを使った朝会等については、分散登校時にほとんどの学校で活用するなど子どもたちと家庭をつなぐ取組として、学校の中で定着をしてくしております。ですので、コロナの中での休校あるいは学級閉鎖のときに、かなりスムーズに導入できております。また、先程の説明のように家庭でZoomの向こうで授業を受けてもらうような取組も学校の工夫によりできるようになっております。同時双方向の授業は、コロナで登校ができない子どもが出た学校で実施しております。

本多教育長 実際に進めてみると、難しそうだなという感覚は大人はあると思うんですけど……。

橋本委員 大人は難しい。

本多教育長 こどもたちはかなり活用できていて、学校で聞いてみると、ほとんど100%に近いぐらいの参加率というふうに聞いていますので、そういったところは、さすが、最近のこどもたちは早いのかなと。

鈴木委員 このコロナ禍の課題の中で逆手に取って、このZoomを使ってオンラインの同時中継授業ということがスタートできるということで、これはかえっていい傾向へ引っ張っていけばいいなと思いますし、授業だけでなく、ちょっと聞いたんですけど、三者面談なんかも御家庭と先生のZoomで面談もできるというようなことも聞いていますし、教育委員会としてもぜひ強力に推進をして、ICTの活用が23区の中でもトップクラスと言われるようになったらいいなというふうに思います。

伊藤指導室長 先生方のスキルがどんどん上がってきているというのを指導室のほうでも実感しているところです。今、委員のほうから逆手に取ってという話をいただきましたが、学校も非常に危機感を持つようになってきていて、これをしっかりやれば今後いつ自分の学校で起こっても大丈夫という安心に持っていけるようにしていきたいと考えております。都内でもトップクラスと胸を張っていけるように学校支援をしてまいりたいと思っております。

本多教育長 よろしいでしょうか。

橋本委員 何回ぐらいやりましたか。

伊藤指導室長 回数を足し上げてはいないんですけども、先ほどの休校あるいは学級閉鎖になっている学校やクラスについては毎日やっています。

橋本委員 ありがとうございます。

本多教育長 よろしいでしょうか。

それでは、本報告を終了いたします。

続いて、報告事項2、第2期教育推進プラン・江東の策定について、及び、協議事項1、令和2年度江東区教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価については、互いに関連する案件ですの

で、一括して説明を受けた後、審議いたしたいと思います。

本案について、事務局より説明願います。

池田庶務課長　それでは、報告事項の第2期教育推進プラン・江東の策定につきましては、6月開催の本委員会でも御説明いたしましたように、今年度末までに取りまとめてまいります。この内容は現行の教育推進プランに定めている教育施策の結果ですとか評価も踏まえて策定するものでございます。

この結果や評価の内容につきましては、資料の19として取りまとめておりますので、本日は、少々お時間を頂きますが、こちらの資料の19から先に御説明いたします。

資料の19の令和2年度江東区教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の報告書（案）を御覧ください。

まず、目次をおめくりいただきまして、その後の1ページを御覧ください。まず、1番の点検及び評価の実施につきましては、下段、毎年行っておりまして、今般、令和元年度分について本報告書として取りまとめ、今後、10月の区議会に報告するものでございます。

2ページ目を御覧ください。点検評価を行う委員会の委員には、正副委員長として学識経験者を、その他公募区民や学校関係者により構成されており、下段のとおり、委員会を7月に2回開催し、当日は教育委員会事務局の各理事者よりそれぞれ施策の取組状況などを報告した後、各委員から御意見、御質問等を頂く形で実施したものでございます。

次に、4ページと5ページをお開きください。こちらは点検評価の対象である重要課題と令和元年度の具体的な取組である4つの施策の柱を一覧にしたものでございます。多くの主要策は重要課題、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会への取組のほか、4つの施策の柱、そして、それにひもづく13の重要施策で構成しております。また、具体的な取組としては①から⑭の取組の重点を設定しており、それぞれ項目全てに検証いただいたところでございます。

具体的には7ページを御覧ください。こちらは昨年度の重要課題であります東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会への取組に関する項目でございます。担当の理事者からは上段の取組の狙いに基づく取組内容ですとか、中段から下段にかけての令和元年度の実績としての取組内容や成果、そして、課題と今後の方向性を説明後、各委員から質問等を頂きお答えするという形で、この後の記載のページ、8ページ以降33ページまでに記載する教育委員会の施策全てにわたり個別に評価いただいたものでございます。

飛びまして、34ページをお開きください。こちらは点検評価委員会の委員よりいただいた評価や御意見、御提言等を13の重要施策ごとに取りまとめたものでございます。本日はこの34ページと35ページの内容をかいつまんで御説明いたします。

まず、重要課題の東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会への取組については、ダイカウンターの設置やアスリートとの交流などを評価いただいた上で、開催期間中における熱中症対策や新型コロナウイルス感染症対策などを適切に行い、こどもたちに多くの経験をさせていくことを期待するとの御意見を頂きました。

次に、施策の柱1、確かな学力・豊かな人間性・健やかな体の育成については、5つの重要施策で構成しており、このうち重要施策1、確かな学力の向上では、委員からは「こうとう学びスタンダード」を定着し、効果として表れていることや、スタディサプリを活用した新たな学習スタイルを取り入れていることについて評価いただいたほか、校内LAN環境を国のICT環境の整備方針で目標とされている水準までこれから整備していくことを期待するとの御意見を頂いたところでございます。

少し飛びまして、重要施策4、就学前教育の充実では、保幼小連携プログラムが組織的、系統的に行われ、就学前教育の充実と小学校との円滑な接続に成果を上げていることについて評価を頂きました。

35ページを御覧ください。施策の柱の2、安心して通える楽しい学校園づくりの推進については、3つの重要施策で構成し、このうち重要施策6、個に応じた教育支援の充実では、学習支援や小一支援員など、きめ細かく手厚い人材支援を行っていることに対する評価と、様々な教育ニーズに対し一層確実に対応していくことへ期待するとの御意見を頂きました。

重要施策8、教育環境の整備充実では、新型コロナウイルス感染症防止や豪雨災害への対応など、教育課題における新たな課題への対応、そして、通学路防犯カメラについては、広報の充実による抑止力の向上を期待するとの御意見を頂きました。

次に、施策の柱3、地域や教育関係機関との連携による教育力の向上については、2つの重要施策で構成しており、このうち重要施策9、地域に根ざした教育の推進では、学校支援地域本部の着実な推進に対して評価いただくとともに、江東区では区内でも地域特性が異なることから、学校の実態に合ったコミュニティスクールの導入について提言を頂きました。

次に、36ページを御覧ください。施策の柱4、教育を支える環境づくりについては、3つの重要施策で構成し、このうち重要施策の11、家庭教育、地域教育力の向上への支援では、家庭教育力を高めていくために様々な取組が行われていることに評価を頂くとともに、学校教育を進める上では家庭教育の役割を明確にして取り組んでいくことが必要との御意見を頂きました。

37ページは点検評価委員会のワカバヤシ委員長の講評です。委員長からは、こどもたちを主体に捉えた丁寧な施策の立案と実施、綿密な計画と確実な改善として3点意見を頂いたところでございます。

まず、1番の重要施策、レガシーとして次世代に引き継がれるオリンピ

ック・パラリンピック教育の推進として、区内小中学校全校でのオリンピック・パラリンピック教育を推進していることを評価いただき、引き続き充実した指導を継続することによって、レガシーとして次世代に引き継がれていくことを期待すること、また、2番の新学習指導要領の趣旨を踏まえた「こうとう学びスタンダード（ネクストステージ）」の着実な推進として、「こうとう学びスタンダード」の推進について評価いただくとともに、ICT環境の整備充実、保幼小中の連携の推進、地域の教育資源の活用など、学力向上のさらなる充実が図られることを期待するというところでございます。

38ページを御覧ください。3番の安心、安全な学校づくりの推進と家庭、地域教育とのさらなる協働として、教育環境の整備充実を重要施策として重視してきたことに評価を頂くとともに、新型コロナウイルス感染防止対策、豪雨災害などに対応など、新たな課題への検討や学校、地域、家庭が一体となった教育を推進し、区全体でこどもを育てていく仕組み作りのさらなる充実を期待するというところでございます。

資料19については、説明は以上でございますが、この報告書は10月の区議会文教委員会で報告し、一般に公表する予定でございます。

ここで、今御説明した評価報告書も踏まえた、現在作成中の資料の9「第2期教育推進プラン・江東の策定について」を御覧ください。

第2期教育推進プラン・江東については、先ほど申し上げましたように、6月の本教育委員会において今年度より策定に着手しており、保護者などの意識調査を実施し、その結果も踏まえながら、今年度末までに取りまとめる旨を御説明したところでございますが、本日は1、検討条件に記載の別添の参考資料「教育に関する意識調査」の結果を集計いたしましたので、その内容を御説明させていただくとともに、その内容を踏まえた新たなプランのたたき台となる骨子案を取りまとめましたので、併せて御報告いたします。

別紙1の意識調査の結果を御覧ください。おめくりいただきまして2ページ目でございます。この調査の目的は第2期教育推進プラン・江東策定の基礎調査としての活用のため、小学校2年生、5年生、中学校2年生の保護者2,000名と18歳以上無作為抽出した区民2,000名を対象として実施したものでございます。

5ページ目を御覧ください。ここから、9番の集計結果の概要について主なものを幾つか御説明いたします。

8ページを御覧ください。理念のところに記載してございます、区の掲げる教育の理念にふさわしいものという設問では、「自ら学び、考える、行動する自立した人間の育成」が最上位であり、前回、これは平成26年度調査でございますけれども、こちらと比べ大幅に増えております。

9ページ、①-1、学力や体力の向上に向けた基準を定め、こどもたちに身につけさせる取組についてという設問では、前回調査と比べ、基準

(スタンダード)の効果を評価、理解する人の割合が増加しております。

10ページを御覧ください。①-3、江東区がより充実していくべき教育に関する施策・取組という設問では、「少人数指導・習熟度別による授業」が最も多く、下段は前回調査との比較にはなりますが、前回調査との比較でも少人数指導・習熟度別による授業が大きく伸びております。

11ページを御覧ください。②-1、将来どんな大人になってもらいたいですかという設問では、「人を思いやる心を持っている」が最上位でございました。下段の前回調査との比較では、「自己肯定感を持ち自分に自信を持っている人」の伸び幅が最大となっております。

13ページを御覧ください。③-1、学校で行っている体力向上に向けた取組でもっと力を入れてほしいことは、「日常的に運動に楽しめる機会」が最も多くございました。

15ページを御覧ください。④-3、特別支援教育については、「積極的に取り組むべきである」、「ある程度に取り組むべきである」という肯定的な回答をした方は9割を超えておりました。

17ページを御覧ください。⑤-2、友達関係や学校のことで悩んだり、学校でいじめや暴力を受けたりしたときの相談先は「家族」が最上位で、これに「学校の担任教員」が続いており、前回調査とほぼ同様の傾向でございます。

18ページを御覧ください。⑥-1、学校がICT教育を進めていく上で必要なことは、保護者、区民ともに「ICT環境を構築するため、学校にICT機器を整備していくべきだ」との回答が最も多くございました。

20ページを御覧ください。⑦-3、お子さんの安全のために力を入れてほしいこと、重要だと思う安全対策については、保護者、区民ともに「インターネットの有害情報やSNSの危険から守るための情報を教育に力を入れてほしい」、「防犯カメラの効果的な活用など、通学路の安全対策を充実してほしい」との回答が上位2つとなっておりますが、区民と保護者では順位が異なっているところが注目されます。

21ページを御覧ください。⑧-1、家庭教育のイメージについては、保護者、区民ともに「こどもの基本的なしつけとして家庭教育は重要だ」との回答が最上位となっております。

23ページを御覧ください。⑨-4、より充実すべき教員の働き方改革に関する取組では、保護者、区民ともに「人的支援や効率化による事務負担の軽減」という回答が最上位でした。

25ページを御覧ください。ICT教育のイメージは、保護者、区民ともに「学校でICT機器に触れることにより、情報活用能力が育成できる」が最も多くございました。

意識調査の概要につきましては、雑駁ではございますが、以上でございます。

今まで御説明した現行プランの点検評価の結果や意識調査などを参考

として、新しい第2期教育推進プラン・江東を策定しているところでございますが、そのたたき台ともいえる骨子案を取りまとめましたので、御説明いたします。

別紙2のA3判のカラー刷り資料になりますけれども、そちらの資料を御覧ください。この資料は、新たなプランの内容を一見して理解できることを視점에置き、まずは骨子案として作成したものでございます。左側には未来の担う子どもたちを育むための4つのテーマとそれを支える10の施策を表しております。テーマとしては、1、学び・育ち、2、黄色ですね、自分らしさ、3、青の環境、4、緑のつながり。このように設定して、視覚的に捉えるよう図式化しているところでございます。

また、各テーマの大まかなイメージを把握できるように、テーマ1には「みんなに」、テーマ2には「ひとりひとりに」、そして、テーマ3と4には「支える」というキーワードを記載しております。

そして、この4つのテーマはそれぞれ2つから3つの施策で構成し、全体としては①から⑩の施策を設定しております。この10の施策に関しては、資料の右側を御覧ください。施策はそれぞれ2つから3つの取組方針で構成し、全体としては(1)から(22)の取組指針を設定しております。

では、この資料の読み方でございますが、ほかの委員会の御意見の中で、豊かな人間性ですとか、思いやりの心の教育についてが必要であるという御意見を頂きましたが、この意見につきましては、まずは左側の赤の②の豊かな心のテーマに属する項目として位置づけ、それを右側では、同じく赤の②の(4)自他を大切にするやさしい心の育成というカテゴリーに分類し、さらにその中で自己肯定感を高める教育として具体的な取組事例を掲げました。

また、意識調査では、少人数指導や習熟度別授業の充実との御意見が多くございました。これにつきましては、左側の黄色の④の個に応じた教育のテーマに属する項目として、右側、同じく黄色の④の(8)一人一人を大切にする教育において、個性や能力に応じた教育というふうに表記してございます。

そして、委員から多くの御意見を頂くとともに、意識調査の関心が高かった、そしてまた、本日、教育委員会の委員さんからもコロナ禍の活用での御意見を頂いておりますICTに関しましては、区の教育施策で掲げる4つのテーマそれぞれに関連する項目となりますので、下の項目として、紫色の中で4つのテーマにつながる教育のICT化として、その方向性として4つ項目を掲げでございます。

このような形で骨子案を取り急ぎ取りまとめてございますので、報告させていただきます。別紙2の説明については以上でございますが、この内容ベースとして、今後、さらに精査いたしまして、11月から12月をめどに素案としてお示ししたいと考えておるところでございます。

続きまして、今度は別紙の3を御覧ください。こちらは新しい第2期教育推進プラン・江東の掲載のイメージとしてお示ししたものでございます。本日御用意した内容につきましては、現行のプラン、これは縦書きの白黒でございますが、その内容を置き換えたものでございまして、文言、表現等については全てサンプルというところでございます。あくまでも完成のイメージとして捉えていただきたく存じます。

レイアウトといたしましては、今回のように横型の表記といたしますが、このことで、冊子のみならずパソコンへの掲載としたときでも見やすく視覚的に施策のイメージを捉えることができるのかなと考えているところでございます。また、カラー刷りによる写真や図表を掲載することで、重要施策の取組内容がイメージできる構成として、また、ページの下段には、関連サイトのURLとかQRコードも配置して、関連資料などをすぐに参照できるなど、ICTも意識した内容としたものでございます。

では、改めて資料9にお戻りください。2番の今後のスケジュールでございます。本日お示した骨子の内容をさらに検討を重ねながら、11月から12月には素案としてまとめるとともに、区報などを通じたパブリックコメントを行い、3月までに最終案を取りまとめてまいります。その間、本委員会におきましても、適宜、策定状況を御報告いたしますので、御意見等を頂きたく存じます。

大変長くなりましたが、私の説明は以上でございます。協議事項でございます点検評価の結果報告書につきましては、新たなプランの骨子案と併せ御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

本多教育長 本件について質疑願います。

鈴木委員 御丁寧な説明ありがとうございました。私が注目したのは、健やかな体の運動についての部分なんですけれども、江東区の教育委員会は部活動についても運動についても積極的に応援をして、夢応援プロジェクトだとかいろいろなことを昨年もやられてまいりましたけれども、今、現実として、この表を見ると、やはり中学2年生のところ部活動が31.6%ということで2番目にアンケートは多いんですけど、現在、このコロナ禍の中で、練習は始めていると思うんですけど、特に聞きたいのは運動部系なんですけど、対外試合とか大会の主催とか、大会への参加とか、そういった部分というのは現状どうなっているのかということを知りたいんですけど。

堀越教育支援課長 まず、コロナ感染症対策の学校における感染症対策のガイドライン上第6版においては、対外試合、練習試合等については自粛することという規程になっておりますので、原則はその形で、この夏休み中も学校内での部活、しかもソーシャル・ディスタンスを保って、例えば、顧問の先生が

集合と言ったときも1メートル以上空けてというような、従来の部活動とはかなり違う状況でスタートしているところでもあります。

そして、今週、実は、東京都中学校体育連盟が新人戦という秋の大会、1・2年生の大会がありますが、これを例年よりもさらに感染症対策をした上で実施するという方向を決めましたので、江東区のこどもたちだけが参加できないというのは、それはまずいので、実施に向けて、今、準備を進めているところでもあります。東京都の大会があって、その予選会としての江東区の大会がある。ただ、東京都の中体連のほうも、例年ですと11月の初めまでには全ての競技の東京都大会までを終わらせるという日程で今までやってきたんですけれども、今回はかなり考慮していて、1月、2月ぐらいまで、ずっと大会日程を延ばして、なるべく密にならない、なるべく多くのこどもたちが1か所の会場に集まらないということを配慮して計画を立てました。現在、中体連の決定はそうのように今週行われましたので、それを受けて、江東区の校長会のほうでも、どのような形でできるかということを検討している段階になります。

ですので、現在は、第6版に沿って原則中止だけれども、今後、大会参加に向けてどういうやり方があるかということを検討中です。ただ、この間、9月3日に文部科学省のほうで大会の主催団体と学校が十分連携を取った中で感染症対策を講じて参加の可能性を探るというような方向性が出ましたので、そこについてはまた別途、改めてガイドラインの第7版にどのように入れるかということを検討しているところになります。

感染症のリスクを軽減しながらも、ただ、江東区のこどもたちが不利益を被らないようにというのは、両立は非常に難しいんですけれども、校長会と一体となってやっていますので、また、今後、報告させていただきます。

鈴木委員 ありがとうございます。

本多教育長 よろしいでしょうか。ほかいかがでしょうか。

眞貝委員 いじめ、不登校対策の充実とありますけれども、今現在、小学校、中学校で不登校になっている児童・生徒はどのぐらいいらっしゃるのでしょうか。

伊藤指導室長 不登校についての調査から区内で約500名ほどおります。

眞貝委員 そんなに。

本多教育長 ほかいかがでしょうか。

橋本委員 この骨子案の中でICT化、プログラミング教育、今後出てくるのはみんなパソコン、いろいろな情報教育というのは大事になってくるんですが、今、プログラミング教育とか、コロナの中で、今、Zoomができたリ、スタディサプリを使っている、随分伝わってくるんですけど、ICTの中のプログラミングとかそういう違った部分の情報を教えていただけますでしょうか。

伊藤指導室長 プログラミング教育については、指導室において購入した電子センサーの機材、ロボット教材とコントロール用のiPadをセットで各地域の拠点校となる学校に貸出をしたところです。今後、授業計画を作って活用してまいります。

また、授業の進め方につきましては、昨年度、推進校の毛利小学校、小名木川小学校から報告をさせていただいておりますので、作成した授業案等を活用しながら進めてまいりたいと思っております。

橋本委員 ありがとうございます。

本多教育長 ほかいかがでしょうか。それでは、よろしいでしょうか。

お諮りいたします。協議事項1について承認することについて御意義ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

本多教育長 御異議ありませんので、これを承認いたします。

続いて、報告事項3、令和2年度夏季休業中の幼児・児童・生徒の状況についてを説明願います。

伊藤指導室長 それでは、令和2年度、夏季休業中の幼児・児童・生徒の状況について御報告いたします。資料10を御覧ください。本報告は、夏季休業日終了後に、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校がこどもや家庭から聴き取った情報と各校園で把握している情報をまとめ、指導室に提出されたものの概要となります。

まず、1の学校の教育活動に関わる事故、けが等についてです。大きなけがとしては、中学校で5件の報告がありました。部活動中の骨折が4件となっております。そのうち1件は入院事案となっております。熱中症は0件でした。熱中症については、熱中症予防情報メールの登録、活用を図り、各学校が留意して取組を進めてきたところです。引き続き指導の徹底を進めてまいります。

次に、2の学校行事についてです。夏季水泳指導、林間学校・臨海学校、中学校生徒海外短期留学はいずれも新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い中止といたしました。

次に、3の学校の教育活動外での事故、けが等についてです。交通事故

が1件、けが等が22件、熱中症が6件でした。

報告は以上でございます。

本多教育長 本件について質疑願います。よろしいでしょうか。

では、本報告を終了いたします。

続きまして、報告事項4、江東きっずクラブ（児童館内）の指定管理者の指定についてを説明願います。

河野地域教育課長 資料11をお願いいたします。

江東きっずクラブを併設いたします平野児童館及び東雲児童館につきましては、現在、指定管理者制度による運営をしてきているところがございますけれども、令和2年度末をもちまして現在の指定期間が満了となるということをもちまして、こども未来部におきまして、新たに公募により事業者を募りまして選定手続きをこれまで進めてまいりました。さきの8月31日開催の公の施設に係る指定管理者選定評価委員会におきまして、推薦候補者が決定いたしましたので、本日はその報告をするものでございます。

まず、江東きっずクラブ平野児童館でございますけれども、特定非営利活動法人ワーカーズコープが候補者として選定されてございます。次に、江東きっずクラブ東雲児童館につきましては、公益財団法人東京YMCAを候補者として選定したものです。結果としましては、いずれにしても現行の運営事業者が引き続きの選定ということになってございます。

2の指定期間につきましては、令和3年4月1日からの5年間となるものです。

なお、2ページ以降につきましては、参考としまして、今回の児童館の指定管理者指定を受ける選定の経緯及び結果を載せてございます。最終ページにつきましては選定の理由を載せてございますので、後ほど御参照いただければと思っております。

説明は以上です。

本多教育長 本件について質疑願います。よろしいでしょうか。

では、本報告を終了いたします。

続いて、報告事項5、令和元年度江東区のとしょかん（事業概要）についての説明を願います。

栗原江東図書館長 それでは、令和元年度江東区のとしょかん（事業概要）について御説明いたします。資料12を御覧ください。

こちらは、昨年度の区立図書館の主な事業実績を冊子にまとめたものになります。まず、表紙をおめくりいただくと目次がありまして、さらに1ページをおめくりいただきまして、1ページ目から4ページ目までが

区立図書館のこれまでの歴史を年表形式にまとめております。

4 ページの右下の下段を御覧ください。平成31年度、令和元年度の動きでございますが、平成31年4月より、豊洲、古石場、亀戸、砂町図書館において指定管理者により運営を開始するとともに、令和元年7月には令和2年度の指定管理者事業者の選定作業を実施いたしました。9月には、図書館システムの更新を行ったほか、新たに7館に自動貸出返却機を導入しまして、ホームページにつきましても一新したところがございます。

令和2年に入りまして、新型コロナウイルス感染防止のため、2月21日よりイベントの中止、3月2日より予約資料の貸出し、返却のみというふうな形でサービスを制限し運営いたしました。なお、今年度には入りましては、緊急事態宣言に伴い、4月8日から5月25日まで臨時休館といたしましたが、現在は、座席の間引きや短時間の利用をお願いするなど安全対策を取りながら運営するとともに、イベントやおはなし会につきましても順次再開しており、利用者も戻りつつある状況でございます。

続きまして、5ページから7ページまでは組織図や施設概要を一覧としてまとめております。

8ページから統計資料を記載しております。8ページの中段のグラフを御覧ください。貸出点数と年度間利用登録者数の推移でございます。令和元年度は、貸出点数は約511万点、利用登録者数は約9万7,000人と前年度より微減となりました。

続きまして、10ページを御覧ください。10ページ、館別来館者数では、図書館の来館者数を館別に掲載しております。令和元年度の総来館者数は、表の右下にありますとおり、約325万2,000人で、前年度比約3万7,000人、1.1%の減となっております。

こちら指定管理の導入に伴いまして、江東、深川図書館及び地域館4館につきまして、月曜開館を実施するとともに、開館時間を延長したことから、来館者数は増加しておりましたが、新型コロナウイルス感染防止に伴うサービスの縮小におきまして、3月におきまして来館者数が大幅に減少したことで、年間を通した総来館者数は減少という形の結果となりました。

ページ飛びまして、19ページをお開きください。19ページ以降では、児童サービスやヤングアダルトサービス、障害者サービス、地域連携事業など、図書館の取組についての実績を記載しております。先ほど御説明いたしましたとおり、令和元年度より指定管理者制度の導入初年度となりましたが、指定管理事業者と連携を密にすることで、図書館の安定した運営はもとより、新たな取組にも着手できたと考えてございます。

ページを飛びまして、38ページを御覧ください。2、イベント欄を御覧ください。令和元年度の取組として特に地域資源との連携やイベントの充実に積極的に取り組んでまいりました。こちらに記載のとおり、豊洲図書館では、例えば東京有明医療大学や社会教育団体などと連携したイ

ベントの開催、また、古石場図書館では富岡八幡宮を題材にした歴史講座の開催など、各館の特色を生かしたイベントを企画、実施いたしました。こちらに記載のほかにも、3月には昭和大学江東豊洲病院との連携講座や中川船番所資料館との連携講座等も開催予定でございましたが、残念ながら新型コロナウイルスにより延期中止としたところがございます。

また、イベント以外にも障害者施設等に出向き、団体貸出サービスの利用を促進するなど、地域の情報拠点としての取組を進めるとともに、館内展示等につきましても、1ページお戻りいただきまして、36ページ、37ページに記載しておりますが、オリ・パラ競技大会の機運醸成ための関連展示をはじめとした季節に合った様々な展示等、館内サービスの充実に取り組んでまいりました。

以上、令和元年度の事業概要の報告となりますが、本年4月より、昨年度に引き続き、新たに4館に指定管理が導入されております。現在、コロナ禍における図書館運営となっておりますが、指定管理者と連携し、コロナ禍における効果的な取組や利用者のニーズを捉えた新たな施策を検討、実施してまいりたいと考えております。

本件の説明は以上でございます。

本 多 教 育 長 本件について質疑願います。よろしいでしょうか。

では、本報告を終了いたします。

続いて、報告事項6、第二次江東区こども読書活動推進計画進捗状況についてを説明願います。

栗原江東図書館長 それでは、第二次江東区こども読書活動推進計画進捗状況についてを御説明いたします。資料13を御覧ください。

図書館では、平成28年3月、第二次江東区こども読書活動推進計画を策定しまして、一次計画に引き続き、読書活動の充実に取り組んでおります。本日は、二次計画の4年目に当たる令和元年度の取組について御報告いたします。

計画の概要は記載のとおりでございますが、特に、1、目標として計画の柱に、「地域が協働して育む、豊かなこどもの読書環境づくりの推進」と位置づけ、年代別達成目標として、乳幼児では「本と出会い、本と親しむ」、小学生では「本に興味を持ち、自ら本を楽しむ」、中・高生では「本を活用し、生きる力を身につける」としております。

各種取組の進捗状況の詳細につきましては、別紙にまとめておりますが、令和元年度の主なる取組や実績を3に記載させていただきました。

まず、(1)乳幼児への取組としましては、館内での定期的なおはなし会だけでなく、子育て施設や保健相談所等、あらゆる場所出張おはなし会を実施しております。その場でこどもの選んだ本を読み聞かせるなど、本に興味を持ってもらう工夫をしながら取組を進めてまいりました。こ

ちらの出張おはなし会につきましては近年増加の傾向にありますので、引き続き読み聞かせボランティアと連携し読書の魅力を伝えていただきたいと思いますと考えております。

2番、小中学生の取組としましては、指定管理事業者と連携しイベントの充実に取り組み、学校連携では、小学校研究会学校図書館部のブックリストの作成に協力するなど、学校連携についての取組にも努めてまいりました。

3番、高校生の取組としましては、大江戸高校図書委員によるおすすめ本の手作りPOP展示会等を実施し、高校生の読書活動の動機づくり等を行いました。

特別な支援を要する児童への取組としましては、こども発達センター等の出張おはなし会を積極的に実施してまいりました。

次に、(2)読書活動支援に関わる人材の育成でございますが、少人数制の講習会を実施するなど、ボランティアの育成とスキルアップの向上に努めてまいりまして、即戦力で活動できる体制を昨年度構築いたしました。

2ページ目をおめくりいただきまして、啓発・広報でございますが、図書館ホームページをリニューアルしまして、見やすいデザインに一新したほか、読み上げや文字拡大、言語対応などに配慮しましたユニバーサルデザインとしたところでございます。

4番、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会開催を見据えた取組でございますが、オリンピック・パラリンピックに関連する資料収集及び展示を行うところでございます。

以上、令和元年度の実施事業について報告させていただきましたが、別紙の進捗状況調査票に図書館及び関係所管課による取組を詳細をまとめてございますので、後ほど御参照いただければと思います。

報告は以上でございます。

本多教育長 本件について質疑願います。よろしいでしょうか。

では、本報告を終了いたします。

続いて、報告事項7、第三次江東区こども読書活動推進計画策定の延期についてを説明願います。

栗原江東図書館長 それでは、資料14、第三次江東区こども読書活動推進計画策定の延期について御説明いたします。

1、事業概要でございますが、先ほど進捗状況を御報告させていただきました第二次江東区こども読書活動推進計画につきましては、令和2年度をもって計画期間が終了となることから、今年度、新たに第三次計画の策定を予定しておりました。

しかしながら、2に記載のとおり、新型コロナウイルス感染症の影響に

より、現状分析に必要なアンケート調査や学校や子育て支援施設等関係機関への聴き取り調査等の作業スケジュールについて見直しが必要となったため、策定を次年度に延期することといたしました。

3、策定延期に伴う対応でございますが、第三次計画につきましては、来年、令和3年度策定に向け準備を進めるとともに、令和3年度につきましては、現二次計画における計画期間を1年延長しまして、引き続き取組を推進することといたします。計画策定に当たっては、関係所管課としっかり連携し、こども読書活動推進に必要な、効果的な取組を検討してまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。

本 多 教 育 長 本件について質疑願います。

進 藤 委 員 1点だけ。全体的なことじゃないんですけど、貸出しカードがここに2種類あるんですけども、私が持っているのは、多分、古いほうで。更新のときに新しくなるんじゃないかと思って更新をしたんですけども、そうじゃありません。また古いのが来たんですけど。今、これを手にするにはどうしたらいいですか。

栗原江東図書館長 貸出カードの種類のお渡しにつきましては、改めて私のほうで確認させていただきます御案内いたします。

進 藤 委 員 分かりました。

本 多 教 育 長 ぜひ新しいカードを。ほかいかがでしょうか。よろしいでしょうか。では、本報告を終了いたします。

以上で傍聴案件の審議が終了いたしましたので、傍聴人の方は、事務局の指示に従い、御退室お願いいたします。

(傍聴人退室)

本 多 教 育 長 それでは、以上をもって令和2年第9回江東区教育委員会定例会を閉会いたします。

ありがとうございました。